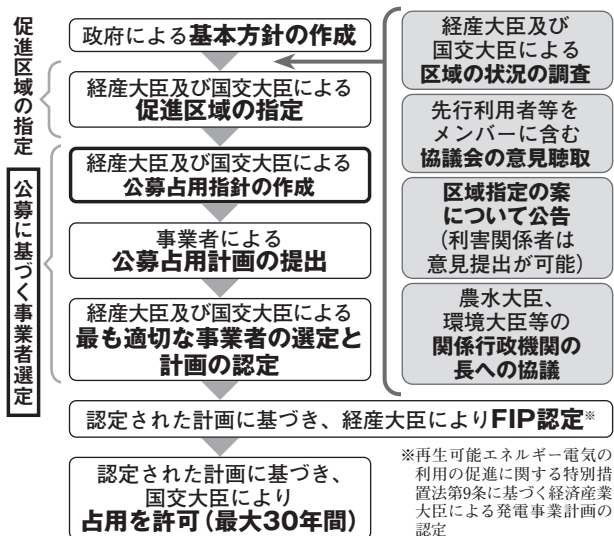


再エネ海域利用法に基づく公募占用指針

再エネ海域利用法に基づく事業者公募とは

一般海域における洋上風力発電設備の導入に向けては、政府による基本方針を策定し、経済産業大臣及び国土交通大臣による促進区域の指定の後に、公募に基づく事業者の選定を行います。発電事業者を公募により選定するため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）（以下、「再エネ海域利用法」）」第13条第1項に基づき、基本方針に即して国が公募占用指針を定めることとしています。

本稿では、この公募占用指針に定めるべき事項や公募手続きの流れについて紹介します。



再エネ海域利用法の手続き

公募占用指針に定めるべき事項

公募占用指針には、再エネ海域利用法第13条第2項に基づく以下①～⑯に掲げる事項、及び「一般海域における占用公募制度の運用指針」（令和4年10月改訂）（以下、「運用指針」）においてその他公募占用指針に定めるべき事項として追加した、以下のア～クに掲げる事項を定めるとともに、その他公募に当たって必要な事項を定めています。

以下に掲げる事項について、具体的に記載すべき内容は運用指針において定めています。

〔再エネ海域利用法第13条第2項各号に基づき公募占用指針において定める事項〕

- ①海洋再生可能エネルギー発電設備（以下、「発電設備」）の区分等
- ②促進区域内海域の占用の区域
- ③促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④発電設備の出力の量の基準
- ⑤公募の参加者の資格に関する基準
- ⑥公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項

- ⑦供給価格（発電設備を用いて供給することができる電気の一キロワット時あたりの価格）の上限額
- ⑧公募に基づく再エネ特措法第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法
- ⑨対象発電設備区分等に係る再エネ特措法第2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
- ⑩再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限
- ⑪促進区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- ⑫発電設備の撤去に関する事項
- ⑬公募占用計画の認定の有効期間
- ⑭関係行政機関の長等との調整に関する事項
- ⑮選定事業者を選定するための評価の基準
- ⑯その他必要な事項

〔一般海域における占用公募制度の運用指針に基づき公募占用指針に記載すべき事項〕

- ア. 公募占用計画に記載すべき事項
- イ. 占用の許可条件
- ウ. 提供情報
- エ. 公募参加者一者あたりの落札制限に関する事項
- オ. 承継される系統の容量とその価格
- カ. 漁業・地域との強調の在り方について
- キ. 公募占用計画の履行状況の報告について
- ク. 遵守すべき事項について

事業者公募手続きの流れ

公募参加者は、公募占用指針を熟覧の上、提出期限までに「公募占用計画」を提出する必要があります。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業者から提出された公募占用計画について、再エネ海域利用法第15条第1項各号の適合基準に適合するかを審査します。

公募占用計画が適合基準に適合していると認められるときは、公募占用指針に示した評価基準に従って評価を行います。評価にあたっては、計画内容に関する質問書の送付及びヒアリングを実施し、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて事業者を選定します。

おわりに

経済産業省及び国土交通省は、昨年12月に、促進区域である「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」における選定事業者を選定しました。

引き続き、洋上風力発電の導入促進に向けた取り組みを進めてまいります。